



高鍋町公告第4号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和7年3月31日
高鍋町長 黒木 敏



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画を作成した地区

(1) 高鍋北地区

俵橋, 染ヶ岡, 正祐寺, 鬼ヶ久保, 家床, 鳴野, 竹鳩, 切原, 元の下, 坂本, 持田

(2) 高鍋西地区

中尾, 市の山, 小並, 牛牧, 南牛牧, 青木, 老瀬

(3) 高鍋南地区

堀の内, 上永谷, 下永谷, 雲雀山, 宮田, 水谷原, 越ヶ溝, 大工小路, 脇, 太平寺, 毛作, 南牛牧, 新山

(4) 高鍋中央地区

中鶴, 蚊口下, 筏, 黒谷, 松本, 西平原, 東平原, 北平原, 川田, 馬場原, 羽根田, 中川原, 小丸出口, 小丸上, 小丸下, 松原町, 旭通, 上町, 中町, 南町, 東町, 六日町, 菘江, 畑田, 後小路, 宮越, 宮越上, 道具小路西, 道具小路東, 菖蒲池西, 菖蒲池東, 下屋敷, 蚊口西の一, 蚊口西の二, 蚊口上, 蚊口中, 萩原, 御屋敷

2 縦覧場所

高鍋町役場の掲示板及び町ホームページ